

2018年5月1日

大阪府知事
松井 一郎様

要望書

釜ヶ崎就労・生活保障制度実現を目指す連絡会
共同代表 本田哲郎・山田實・山中秀俊

2018年4月より、大阪府は特別清掃事業を一日5人削減しました。大阪府は登録者の漸減を見つつ、2015年度の就労日数を基準として、就労日数そのものは減少させないと説明しています。2015年度の特掃輪番の回転数を見ると概ね76巡しています。これを月に換算すると、一月当たり6.3回になります。特掃で働くことによって得る収入は一月で35,910円です。

高齢化が進む釜ヶ崎の日雇労働者を登録者とする特別清掃事業は、現在二通りの役割を社会的に担っています。

一つ目は、景気の変動、季節による求人数の変動、人夫出し業者の業態変化に伴う寄り場への求人の減少、公共事業を受注するゼネコンによる年齢制限や社会保険の不備を理由とする現場入場制限等により、不安定な就労形態に留まらざるをえない日雇労働者の就労機会を補完し、野宿に陥ることを防止することです。

二つ目は、すでに建設現場でのきつい仕事を継続的に続けることは難しくなっているものの就労の意志を持ち続けている高齢労働者に対し、就労機会を提供することで、野宿による健康や生命のリスクを減らし、就労意欲を維持し、社会とのつながりが喪失することを防ぐことです。

特に二つ目の役割について、一月当たりの収入が3万6千円に満たず、特掃での収入を簡易宿泊所代に回すゆとりがなく、野宿を続けざるをえないということを見るならば、今大阪府が行うべきことは、特別清掃事業の削減ではなく、大幅な拡充であることがわかります。むしろ2015年度並みの就労機会確保という基準に従った特掃事業費削減こそ、実情に目をつむった数字合わせに他なりません。

釜ヶ崎の高齢労働者が、現時点では生活保護を希望しないために、路上での生活やシェルター利用を続けていることについては1月4日に提出した要望書に書きましたので、ここでは繰り返しません。生活保護制度を利用しないことを自己責任とするのはたやすいことです。しかし、都市はホームレス状態で生活せざるをえない者を不断に作り出す側面をもっています。また、単身者が多く、これまで他業界とは労働環境や制度面において多分に異なっていた建設業界を釜ヶ崎の労働者が下支えしてきたことも忘れてはなりません。働くことが生きがいと密接につながる状況で暮らしてきたことを踏まえた支援策が必要です。働くことを希望しておりホームレス状態である者に対しては、特掃の大幅拡充はもちろんのこと、包括的な就労対策を十分な規模で実施し、次のステップへ進むための多様な選択肢を創り出すことが大阪府の責務です。

釜ヶ崎の労働者の実情に即した就労対策が実施されることを願い、以下要望します。

1 釜ヶ崎の労働者が野宿を強いられることがないように釜ヶ崎の就労対策を大幅に拡充されたい。

(1) 特掃事業を、一人当たりの就労日数が、府・市合わせて月13日以上となるよう、拡充されたい。

(2) あいりん地域不安定労働者就労支援事業が、不安定就労の55歳未満労働者に届く実効性ある対策となるよう、適正な労働の対価を兼ね備えた中間的就労制度の整備など、事業内容を実情に即して組み立てるとともに、必要な事業費を確保されたい。また、受け入れ事業所の賃金支払日までの生活費、宿泊代、交通費等が保障されるように制度をつくられたい。

(3) あいりんセンター仮移転後、駐車スペースが、現状と比すと格段に狭小となる。そのため安全確保や近隣の環境保全を現状以上に行わなければならない。また現金求人が事実として行われている深夜帯午前2時～3時、通学時間帯、翌日の人員を確保するため求人が行われる夕方の時間帯など、ほぼ24時間の対応が必要となる。こうした対策を行うため、仮移転先の駐車場エリアにとどまらない人員の配置や交代制の導入を含んでセンター・ガードマンの拡充を行われたい。

2 あいりんセンターの移転及び新しいセンターについて

(1) あいりんセンターの現在の機能が、仮移転時及び建替後も維持されるよう鋭意努められたい。また非正規労働の拡大、格差の広がりや固定化とによって、今後流入が予測される不安定労働者に対し、十分に就労支援が行えるよう、1で要望した釜ヶ崎の就労対策の大幅拡充と合わせ、それら事業が円滑に実施可能となるよう新センターの基本計画を作られたい。また新センターに労働者フロア（技能向上に向けた訓練や学習に活用しうる施設や娯楽室等）をつくられたい。

(2) センター仮移転施設では、現在のセンターと比べて、トイレ、洗面場所が大幅に縮小する。特に午前5時から9時一般の施設が利用できない時間帯には大きな影響が出る。大阪市、西成区と調整し、新センター開所まで、南海電車高架下や元萩之茶屋小学校のエリア等に、トイレ、洗面場所を必要十分な規模で設置されたい。また、そうした仮設トイレ、洗面場所の管理・清掃を、釜ヶ崎の高齢労働者の就労対策として、事業実施されたい。

3 国への働きかけについて

(1) 野宿状態にある者の高齢化、野宿の長期化という実情を踏まえ、就労機会の確保について、国・地方公共団体・民間団体が連携し、適正な労働の対価を兼ね備えた中間的就労制度の事業実施が可能となるよう、制度整備を国に働きかけられたい。

(2) 国土交通省の『社会保険加入に関する下請指導ガイドライン』に基づき、ゼネコンが行うようになった、日雇労働者のうち社会保険を揃えて申告できない者に対する現場入場制限について、釜ヶ崎の高齢労働者や不安定就労者の就業機会を確保する視点をもって、国に対して、柔軟な対応を求める働きかけを行われたい。

以上